

『出雲風土記』の里程と 宍道郷三石記事に現れた「古韓尺」

新井 宏

-
- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. はじめに | 5. 古韓尺遺存の地域差と項目差 |
| 2. 意宇郡宍道郷の三石の尺度 | 6. 再撰説と増補説に関連して |
| 3. 里程の表示に現れた古韓尺 | 7. まとめ |
| 4. 古韓尺の研究状況 | |
-

1. はじめに

天平五年(733年)に勘造された『出雲風土記』は、その冒頭部分から「東西一百卅七里一十九歩、南北一百八十二里一百九十二歩」とあるように、里程の記載で埋め尽くされている。しかも里単位の表示でも十分な里程について、1歩単位あるいは10歩単位で示されているのが、全体の40%にも及んでいる。

これは、現在でも尺や坪をメートル法に換算して端数をつけて表示している例から類推できるように、旧尺度系から換算された数値を含む可能性が高い。そのため筆者は既に、『出雲風土記』の里程について検討を行い、歩単位の端数は古韓尺の里程を天平尺(唐大尺)系に計算し直す際に生じたものであることを論証している(新井2003b)。

「古韓尺」とは、もともとは日本と朝鮮半島の数多くの遺跡の解析から帰納法的に求めた尺度であるが、その後『三国史記』の新羅王京記事や、日韓の古代土地制度の「結負制」と「代制」の研究から文献的にも検証され、つい最近も奈良の纏向遺跡の大型建物群に一致する(新井2010)など、「仮説」の段階を終えて広く認証されつつある尺度である。もちろん、その認証過程においては『出雲風土記』の里程解析もその論拠のひとつとなっている。

このように『出雲風土記』は既に「古韓尺」学説と密接な関連を持っているが、本報では更により直接的な形で『出雲風土記』に記載されている石の計測

記事が「古韓尺」によって測られていたこと、すなわち、意宇郡宍道郷の項の「猪像石と追猪犬像石の三石記事」の計測値(9件)が、石ノ宮神社の三石の実測値との比較から見て「古韓尺」に完全に一致していることを論証する。

そのことは、『出雲風土記』が勘造された段階にあっても、旧尺度系の古韓尺が使用されていたことを意味している可能性が高く、地方においては天平尺への移行が遅延としていた実態を示唆している。

周知のように『出雲風土記』の勘造については、再撰説・増補説などがあり、「古風土記」の存在についても課題となっている。本報は主として「古韓尺」学説の更なる増補を目的としたものであるが、三石記事に関連して出雲と新羅の関係や、古韓尺の里程の遺存状態に地域差があることから『出雲風土記』の成立過程についても若干の議論を行う。

このような視点は、従来の研究とは若干異なったアプローチであるが、風土記そのものの研究にも資する点が多いと考えて投稿先に本誌を選んだ。了とされたい。

2. 意宇郡宍道郷の三石の尺度

『出雲風土記』の意宇郡宍道郷の項に次の記事がある。

宍道郷 郡家正西卅七里 所造天下大神命之追給
猪像 南山有二 一 長二丈七尺 高一丈 周五丈七尺

一 長二丈五尺 高八尺 周四丈一尺
追猪犬像 長一丈 高四尺 周一丈九尺
其形為石 無異猪犬 至今猶有 故云宍道

ここに記載された猪像石(AとB)と追猪犬像石については、既に服部亘氏が石ノ宮神社にある仮称ア石、イ石、ウ石、エ石などの大石を精密に計測して、その形状と寸法から次のように比定している(服部1994)。

猪像石A	石ノ宮神社 ア石
猪像石B	石ノ宮神社 イ石
追猪犬像石	石ノ宮神社 エ石

比定に当っては、服部氏は『出雲風土記』に記載された尺度を、天平尺(唐大尺)の29.7cmとして、現在の実長と比較する方式を採っている。しかし、対応関係は認められたものの、実際には、ほとんどの場合、現在の測定値の方が天平尺の計算値よりも10%ほど短くなっていた。この現象について、服部氏はその差の原因を「石の風化」と理解している。

しかし、10m以上の大石の10%は1mにも達する値であり、これが「風化」によるものとは、にわかには考え難い。それは、これらの猪像石や追猪犬像石が「来待石」であり、出雲石灯の原材料として用いられているものであり、たとえ気象的に悪条件があったとしても、形状が大きく変るほどの風化は受けないと見るからである。事実、一般的に灯籠などに使われる砂岩の風蝕は、年に0.1mm以下であり、1000年でも10cm以下に過ぎないのである(注1)。

そうであれば、『出雲風土記』に記載された尺度は古韓尺であった可能性がある。そのため、服部氏の測定資料を借用して、表1のように整理を行ってみた。

服部氏は、計測にあたっては、極めて慎重な方式を採っていて、周長や高さを測るのにも、直線的な伸張値の他に、表面の凹凸に沿った密着式の測定値を併用している。また、周囲を測るにも、視覚的な印象による岩中心部の測定の外に、垂直高度の二分の一の部分を指定して測定する方法を採っている。

厳密に言えば、『出雲風土記』の時代にどのような部位を測定したのか、どのような測定方法を採ったのかわからないのであるから、この研究態度は非常に貴重なものである。しかし、密着測定の場合は伸張式に比べて数パーセント以内の小差であり、しかも風土記の時代にそこまで厳密な測定を行ったとは考え難いので、表1では記載を省略している。

測量位置の理解を助けるため、服部氏の論文から石ノ宮神社のア石、イ石、エ石の測量図の主要部分を、抜粋し若干改変して図1に示す。服部氏は各石について2方向からの側面図や平面図を測定していて、詳細を極めている。全てを紹介した方が良いが、かなりの分量になるので、主要な周長と高さについて判る程度に要約しているが、疑義が生じたらぜひ原報告書を参照願いたい。

[猪像石A：石ノ宮神社 ア石]

まず、最も安定した計測値の得られているのが、猪像石Aに比定された石ノ宮神社ア石である。その中でも特に安定しているのが周長であり、視覚的な中心で測定しても、高さ二分の一の部分で測定しても1514~1515cmある。これが五丈七尺に相当することから、一尺の長さを計算すると26.6cmであり、古韓尺の標準長としている26.7cmに一致している。

同じく高さについても、最高点のD点について北北東から測った264cmと南南西から測った270cmが、安定した値を示していて、これが十尺に相当するとして計算すると平均で26.7cmになり、古韓尺に一致している。

長さについては、服部氏は長さの代りに半周による測定値を4件示しているが、この見解は正解と思われる。その中でも南南西から見た視覚中心位置の715cmを採って、これを二丈七尺とすれば、尺長が26.5cmと計算され古韓尺に一致する。

全体的に見て、猪像石A(ア石)は古韓尺に良く一致していると評価できるであろう。

[猪像石B：石ノ宮神社イ石]

服部氏は猪像石Bを石ノ宮神社イ石に比定するにあたって、周長として記されている四丈一尺は五

丈一尺の誤記であろうとしている。筆者もこの説に従う。

その周長については、視覚的な中心で測った値が1367cmで、五十一尺で計算すると26.8cmの尺長になる。高さ二分の一で測った周長は、ことさら蛇行しながら測っていて現実的な測定とは思えないが1481cmであり、それを採用すると、尺長は29.1cmとなり天平尺の29.7cmに近くなるが、視覚的な中心の測定値の方がはるかに自然であると考えたい。

高さについては東南側で測った最高点のB点とC点で、228～229cm示しているが、ここでは平均値の213cmを採る。図1には示されていないが北西側から見たG点を最も自然として参考にした結果である。これが八尺に対応しているとすれば、尺長は26.6cmとなる。

長さについては北西側の視覚的な中心で測った半周の672cmを採用すれば、これが二丈五尺であるから27.0cmとなり、これも古韓尺の範疇にある。南東側の視覚的な中心では692cmで、27.7cmであるが、その場合でも天平尺よりも古韓尺に近い。

[追猪犬像石：石ノ宮神社工石]

周長の場合は「頭部」で測った最大値の508cmを採るのが普通であろう。その値を一丈九尺とすれば、尺長は26.8cmであり、古韓尺に一致する。「胸部」で測った場合は25.8cmとなるが、その場合にはますます天平尺の可能性は遠のく。

高さは図1から見ても106cmを採る以外には案がなく、これが四尺であるから尺長は26.5cmとなり、古韓尺に一致している。

長さについては、西北西側で測った250cmを採ると、これが一丈であるから、尺長は25.0cmとなり、古韓尺よりは短い。しかし天平尺からはますます遠のく。

以上9件の測定値の対応関係を見ると、ほとんど全てで古韓尺の26.7cm前後を示していて、このような測定データとしては一致し過ぎている観がある。

服部亘氏は石の風化について、詳細な表面観察により、「1200年もの間全く風化を受けずに殆ど寸分も変わらずに残っていること自体あり得ない」とされているが、だからと言って、その段階で、表面が数10cm以上風化を受けたことが科学的に示されたわけではない。推察するに、天平尺との対比の関係からの理解として導かれたひとつの仮説であり、もし当初から古韓尺の存在を知っていたとすれば、異なった見解に到達していたと思われる。既に(注1)において定性的に示したが、古代山城の積石や世界的な石造建造物を見ても極端な風化は見られず、「来待石」が数10cmも風化するとはとても考えられないのである。

逆に言えば、古韓尺の尺長にほぼ完全な形で一致したことから言えば、「来待石」の耐久性が高く、表層での風化や剥離はせいぜい数cmに留まっていたのではなかろうか。

また、表1の対応関係の正確さを見ると、猪像石と追猪犬像石の大きさは目測などではなく明らかに実測によっている。『出雲風土記』は里程に限らず、山の高さや橋の長さ・幅などについて多くの数値を載せているが、そこには「正確さ」を求める何らかの背景があり、労力を厭わず測定を実施していたことが推察される。

それと共に、この測定が何時行われたものであるかに強い関心が生れる。もし、『出雲風土記』勘造の頃に測定したのであれば、その頃、実質的には天平尺はまだあまり普及していなかったことになる。そうではなく、過去に遡ったある時期に測定された資料を利用したのであれば、なぜわざわざ猪像石や追猪犬像石などの測定を行ったのかが問題になる。やはり、風土記の勘造の関連で測定されたとするのが最も理解しやすい。そうであれば、『出雲風土記』には「古風土記」があったとの説があるので、その際に測定されていた可能性も考慮すべきであろう。

3. 里程の表示に現れた古韓尺

『出雲風土記』の里程問題については、前述したように既に『百濟研究』39号(新井2003b)にその概要を公表している。しかしこの論文は韓国語で書いたものであり、日本においてはまだ十分な紹介を行っていない。この機会に、若干の新見解を加えて概要を紹介し再論しておきたい。

出雲風土記が編纂された天平期は、尺度の歴史で言えば唐大尺が導入され、「天平尺」として完全に定着した時期にあたる。唐大尺の導入時期には諸説あるが、前期難波宮(長柄豊碕宮と推定されている)の造営が始まった白雉元年(650年)には、使用開始されていたとするのが今日の定説である(注2)。この唐大尺は、時代によりわずかつ長くなる傾向にあるが、天平期ではおおよそ29.8cm程度の実長であった。天平期の建物等に多く検出されることから、「天平尺」と呼称される事が多いので、以降本稿においては天平尺と称することとする。

ただし、天平尺が29.8cmに固定していたとは限らない。唐大尺の実長について『中国歴代度量衡考』(丘1992)によって調べると、30cm以上の伝承尺が、29件中22件もあり、むしろ日本の後世の曲尺(30.3cm)に近いのである。しかも正倉院に残る唐から将来された宝物の白牙尺、紅牙尺、緑牙尺の中にも13件中4件が30cmを越えている。尺度といえ、1mmも2mmも異なることなど想像もしていない現代の感覚とは異なることに注意する必要がある。

さて、唐大尺が導入されてからの約半世紀というものは、大化改新を経て、浄御原令、大宝令と国家制度の整備が進み、土地制度が激変した時期に当たるが、慶雲三年(706年)と和銅六年(713年)の格を経て、天平期にはこれらの混乱も収まりつつあった。長さの表示としては、天平尺の6尺を1歩、その300歩を1里とし、面積の単位としては、方60歩すなわち3,600歩を1町とする制度が定着していた。したがって、出雲風土記がこの天平尺系の単位で記載されていることには疑問がない。

しかも出雲風土記は、構成も内容も他の風土記

の逸文とは著しく異なっていて、他の風土記では、里程について全く触れていないか、あるいは触れていても、1里ないし2里とか、10里、20里、50里の概数単位(計量史関係では通常「完数」という)の表示であり、出雲風土記のように全編にわたって、郡家と郷、あるいは神社・寺院、それから山・河・湖・嶋などの相互の方位や距離を詳しく記載している例は全く見られない。その方位や距離を詳細にたどるならば、現在の島根県の地図上に、出雲国を完全に復元できる程である。

ここに記載された里程は、1里以上のもので約300件、2里を越えるものに限定しても265件もある(伝本により多少の差異があるので、以下では特に断らない限り、秋本吉郎校注『日本古典文学大系・風土記』岩波書店の正文による)。記載は、里単位のものから、100歩単位のもの、60歩すなわち町単位のもの、10歩単位のもの、更には1歩の単位のものまで、精度が統一されていない。この様子を記載記事順に分類・整理した結果を表2に示す。

里単位のものが38%、100歩単位あるいは60歩単位すなわち町単位のもものが22%、10歩単位のもものが22%あり、1歩単位のもものも47件で18%もある。

このように異常に詳しい里程の表示は、そこに何等かの旧尺度系からの換算が秘められている可能性が高い。常識的に考えても、郡家から郷までの距離を「歩」単位まで示す必要性は全くない。第一、どこに郷の中心地があるかを定めることさえ困難である。

実は、このような換算例は、朝鮮半島に多くある。朝鮮半島では尺度の変遷が激しかったため、尺度に変化が生じると、その都度、山城の周長などを新しい「歩」に計算し直して記録しており、その状況は各時期の記録、『三国史記』『慶尚道地理史』『新增東国輿地勝覧』などを辿ることで正確に知ることができる(新井1992b)。メートル法への完全移行から60年近く経った今日でも、「坪」や「尺」の旧モジュールをメートル法に換算して端数をつけて使用している

ことから、状況は理解し得るであろう。

前置きは、その位にして、論証の手順とは逆になるが、まず古韓尺から換算されたと考えられる代表的な例を表3にまとめて示す。

表から直ちに判るように、『出雲風土記』に歩単位あるいは10歩単位まで示されている里程の多くが、古韓尺系の里単位(一部に100歩単位)から0.8811程度の換算比率で天平尺系の里歩に換算されているのである。

換算係数の0.8811は、『出雲風土記』の里程解析から帰納法的に求めたものであるが、それを利用すると、逆に古韓尺の尺長を計算できる。すなわち、天平尺を29.8cmすると、旧尺度すなわち古韓尺は $29.8\text{cm} \times 0.8811 = 26.3\text{cm}$ となるのである。もし唐大尺を30.0cmとすれば、26.4cmである。

この値は、通常古韓尺の26.7cmに比べるとやや短い、朝鮮半島の新羅皇龍寺の塔、金堂、講堂などで使用されていた古韓尺は26.4~26.5cmなので良く一致している。朝鮮半島最大の新羅皇龍寺の塔、金堂、講堂の桁行や梁行の計測値から古韓尺を求めた表を表4に示す。ここに掲げた測定値は極めて精度の高いものであり、公約数的なモジュールとしては古韓尺以外には考えられないものである。

出雲は新羅と極めて密接な関係を有していたとするのが、一般的な見解であるから、この一致も、むしろ新羅と出雲の関係の深さを示す証左と理解すべきであろう。

このように、『出雲風土記』において歩単位や10歩単位まで表示されている里程の中に、0.8811の換算比率によって、1歩単位まで一致する例が数多くあることは紛れもない事実であるが、対象とした里程の全てが、古韓尺の里単位あるいは100歩単位によって「きれいに」復元できているわけではない。そのことから、古韓尺からの換算について疑義を生ずることもあるであろう。それは古韓尺の存在自体に対する疑義にもなるので、若干補足しておきたい。

そのためにまず、秋本吉郎氏の作成した「出雲風土記主要通道里定図」(秋本1957)を借用し、そこに

天平尺による里程とそれを古韓尺に復元した里程を書き込んで図2として示す。

この図を見ると主要路の多くが古韓尺の里単位で表示されていることが判るであろう。それと同時に、端数のついている里程であっても、古韓尺の里程が示せていないものもかなりある。これらは古韓尺への復元に成功しなかった例である。

ただし、注目する必要があるのは、主要通道図の正西道を見ると、西から14里、19里、10里、7里、12里などと既に最初から天平尺系の里単位で示されている場合も多くある。そのため、里程の合計値を示す通度関係では、天平尺系の「里」に古韓尺から換算された端数のつく里程を足して表示されている場合がある。冒頭部分の「東西一百卅七里一十九歩、南北一百八十二里一百九十二歩」などはその典型である。

この時代の律令制の特色として文書主義があり、そのことが有効数字の概念に関係なく、ひたすら忠実に足し算を実施することにつながったのであろう。このように異なる尺度系を混用している場合には、当然ながら0.8811の換算での復元はできない。

その事例として、神門郡家から南東の蔭山を中心とした連山の里程を見てみよう。神門郡から蔭山までの里程は5里86歩と表示されていて、これを0.8811の比率で換算すれば古韓尺のちょうど6里である。ところが蔭山の並びにある宇比多伎山は5里56歩、稲積山は5里76歩、稲山は5里116歩、梓山とは冠山は5里256歩と表示されている。これらは蔭山からの距離が30歩、10歩、30歩、170歩であることを示している。もちろん、その数値は天平尺系の「歩」であるから、両系の混用である。そのため換算になじまない。

また、巻末通度記事に示された正西道の玉作街から出雲郡家までの里程の中に23里34歩(13里64歩を誤って訂正したもの)とあっても、これは玉作街から宍道駅までの19里に宍道駅から佐雑村までの4里34歩(古韓尺の1400歩)を加えた値を誤って記載したとみることで、混用の例となる。

他にも、混用が類推される場合がある。それは、楯縫郡家から伊農橋までの距離が8里264歩となっていて、この264歩が古韓尺系の1里に完全に一致しているからである。しかも、このような例としては他に嶋根郡から正東の手染郷までの里程が10里264歩とある。偶然とは思えない。

したがって、出雲郡から正東の健部郷までの里程が12里224歩となっていて古韓尺系からの換算では理解できないとしても、これは古韓尺系の4000歩(天平尺系に換算すると11里224歩)に天平尺系の1里を加えたものかも知れない。また嶋根郡から西北の生馬郷までの里程16里209歩も古韓尺の11里(天平尺の9里209歩)に天平尺系の8里を加えたものかも知れないのである。

その他にも問題がある。『出雲風土記』の里程には異本間でかなりの差異もあり、正しい値が集録されていない場合もあるのである。更にいえば、古韓尺の里程からの換算を実施した時に10歩単位に「まるめた」場合や、時には町単位(60歩単位)に「まるめた」場合も当然あり得るであろう。その場合には、歩単位にあわないことも生ずる。

以上によって、表3に示した例が、単に偶然の結果生じたものではないこと、逆に言えば換算復元になじまなかつた歩単位の里程についても、旧系の古韓尺が混用されていた可能性が否定できないことを示し得たと考える。

しかし、換算によって計算された結果が単なる偶然によって2歩以内(範囲幅としては5歩)で一致することもあり得る。したがって、統計学的な検討も行って置くことが無難であろう。

まず、里の単位の古韓尺から換算された里程が歩の単位で完全に一致する確率は264分の1である。しかし換算計算では有効数字の問題もあり、プラスマイナス2歩の幅を見るならば、確率は5歩を264歩で除した約0.02となる。対象となる里程が265件あるので、5件程度は偶然に一致する。

しかし表3によれば、15件の一致例を見ることができる。偶然よりも3倍多く一致しているのであ

る。それでは、15件以上も一致することが偶然に起こり得るのであろうか。統計学ではこのような検定をしばしば行う。具体的な方法は(注3)に示すが、結果は次のようになる。

5件以上一致する確率	62%
10件以上一致する確率	2%
15件以上一致する確率	0.003%

すなわち、5件程度なら一致することは十分にあり得るが、10件以上も一致する確率は2%しかなく、15件以上も一致することは起こりえないとの結果である。表3を見れば、実際に15件の一致例があるのであるから、これを偶然の結果と見ることはとてできないのである。その他に、古韓尺の100歩から換算されたと判定される事例が12件もあるのであるから、統計学的に見て、これらが偶然の結果ではありえないのである。

4. 古韓尺の研究状況

既に示した意宇郡宍道郷の三石関係の解析については、単純な計算による検討であり、おそらく異論は生じないであろう。もし疑義を生ずるとすれば、やはり古韓尺に関する部分である。

最初の提案から既に20年。その間、文献史料による検証、土地制度との関係解析、東アジア計量史上の位置付けなど、多面的な研究を続けると共に、新たな遺跡資料などの収集につとめ、関連して発表した論文も既に15件(注4)、著書も2冊(注5)出版している。したがって、現在では、学説としては、一応の認知を得たものと考えているが、未だ研究途上の学説であることは否めない。

実は、本稿も『出雲風土記』の世界を古韓尺から論証することを主題としていながらも、他の一面では古韓尺学説の更なる増補を目的としている。

もちろん、古韓尺学説の詳細については、関連論文と著書を参照願いたい。『出雲風土記』の関係者にはなじみの薄い計量史に関する議論なので、ごく簡単にその概要を説明して置きたい。

(1) 古韓尺が検出された遺跡

古韓尺とは、4世紀から8世紀の朝鮮半島ならびに日本を対象に、古墳形状や宮殿・寺院の建物柱間隔や配置関係について、数多くの計測データを収集し、コンピュータの定量的な解析によって、その中から「最も良く合う尺度」として選び出して提案した26.7cm程度の尺度である。

いわば当初は帰納的な方法によって導出された尺度であったので、対象とする遺跡の質と量の拡大が最重要であった。

今までに古韓尺を検出した遺跡を羅列すると次の通りである。名称のみの紹介であり、どのように一致しているのか個々には示せないが、その数の多いことに注目してほしい。したがって、思い込みによって、誤判定している場合があつたとしても、全体的にみれば影響を受けない件数なのである。

[朝鮮半島の遺跡の事例]

高句麗積石古墳(將軍塚、太王陵、兄塚、弟塚、折天井塚など)、高句麗安鶴宮、平壤郊外の東明王陵、ソウル石村洞積石古墳、新羅の二聖山城、皇龍寺、芬皇寺、南山新城の長倉、百済の定林寺、弥勒寺、益山王宮里寺、陵山寺など

[日本の遺跡の事例]

法隆寺、法起寺、法輪寺、飛鳥寺、超大型前方後円墳の墳丘長、群馬県下の前方後円墳(太田天神山、八幡塚、薬師塚、二子山、観音塚古墳ほか)、纏向遺跡の大型建物群、纏向古墳群(石塚、矢塚、東田大塚、箸墓、ホケノ山古墳等)、終末期古墳群の石室(東明神、マルコ山、高松塚、石のカラト、平野三号、牽牛子塚)、岡山の石の宝殿。

古墳関係についてまとめた論文がある(新井2004a、2005)。

(2) 文献的に検出された事例

当初は遺跡の計測値に合う「ものさし」として帰納的に求められた古韓尺であった。それゆえに文献的な裏づけのない状況では、十分な承認を得ることができなかつたのも事実である。しかし、文献資料との関連を求めて、現在までに次のような結果を得

ている。

① 新羅南山新城の築城碑

韓国慶州の南山新城跡から、築城工事に関する六世紀の碑文が9個出土しているが、その内の3碑に城壁工事担当距離が、次のように書かれている。

第1碑 受 十一歩三尺八寸 (十歩半)

第2碑 受作 七歩四尺 (七歩)

第3碑 受作廿一步 一寸 (十九歩)

これを見ると非常に不思議なことがある。それは十一歩三尺八寸とか廿一步一寸とか、やたらに詳しく書かれていることである。これらの城壁は幅が数メートルあり、曲がりくねっている。それなのに寸の単位までなぜ詳しく書く必要があつたか。それは、おそらく古い尺度から新しい尺度への換算であつたに違いない。

このように考えると、古い尺度は「キリの良い数値」すなわち()内に示した数値であつたと考えられる。換算関係は31対28である。

ここで新しい尺度を当時の中国の公式尺(24.3cm)とすれば、古い尺度は26.9cmと計算され、古韓尺に一致している。

② 新羅王京の復元研究

『三国史記』には新羅王京について「長三千七十五歩 廣三千一十八歩 三十五里 六部」と記している。したがって、基本的には王京は3000歩の方格であり、端数は300歩(1里)方格の間に入る道路幅と理解され、その里の方格を更に100歩の方格で9分割したのが坊である。研究史を辿ると、慶州王京については、160mの方格で構成されていたとする説が有力であり、最近になって発掘調査によって、160m方格がますます確かなものになりつつある。『三国史記』と対比すると坊は100歩であり、その長さが160mであることから、その1尺は26.7cmで古韓尺に一致する(新井2002)。

③ 結負制の復元研究

高麗時代以前の朝鮮半島の土地制度「結負制」について復元研究をした結果、その基本単位の量田歩は古韓尺の3歩であり、古韓尺3歩を一辺とする正

方形の面積が「束」であり、その実面積は23.1㎡と判明した。一方、日本では大化前代に「代制」が行われていたが、代とは「束代」の省略形であり、50束代が1段であった関係から、束代の面積も23.1㎡であることが判っていた。中国にはない束・把の単位系を日本でも朝鮮半島でも用い、しかもその面積が一致していたことから、日韓の土地制度が同一であり、その基本の古韓尺は26.7cmと再確認されたのである(新井2003a、新井2009)。

(3) 古韓尺を直接示す実物

朝鮮半島と日本では、7世紀以前の「ものさし」の出土はない。したがって、古韓尺の「ものさし」という直接的な証拠はないが、それに準じる証拠としては、江田船山古墳の銀象嵌太刀と伊場遺跡出土の捧状の「定規」がある

前者は、その銘文に廷刀四尺とあるが、東京国立博物館で一部欠損のある太刀の復元長さを推定した結果が107cmであり、計算すると26.7cmとなり、古韓尺に一致している(東博1993)。

後者は静岡県伊場遺跡から出土した「定規」と思われるカマボコ状をした捧であるが、平均で26.7mm間隔の目盛りが刻まれていて、これがもし「ものさし」であれば、古韓尺の長さになる(新井1992a)。

(4) 古韓尺の源流

中国の尺度史をたどると『隋書・律歴志』に南北朝時代の尺度に関する記述があり、その中に北周保定年間(561～565年)の「后周玉尺」が26.7cmとの記録が出てくる。何事でも中国に凡例を求めるなら、これを古韓尺の名残とすることも可能であるが、筆者は逆に、これらは鮮卑系の北方民族が古韓尺的な尺度を中国にもたらしたとの見解に立っている。

古韓尺が遺跡で検出されるのは早くても3世紀であるが、実際にはその起源は周代の土地制度にあると考えているからである。

『禮記』によれば、周代には「八尺を以って一步」とする制度が行われていた。その当時の尺度を一般には「周尺」と言うが、実長については約20cmとする

のが、多くの研究者の見解である。

そうであるならば周代の1歩は1.60mであった。ところが、秦始皇帝の度量衡統一の頃から、中国では23.2cmほどの尺度による「六尺一步」が行われるようになり、一步の長さは1.40mに変わって行った。この尺度を後に「漢尺」と言う。

そこで生じたのが土地制度との関係である。土地の基本単位である「頃」は、周代には100歩×100歩=10,000歩であったが、漢代になると農法の変化に伴い、240歩×100歩=24,000歩に変わって行った。

しかし、農地面積単位の変更は容易ではなく、地方によっては、近代に至るまで周代の面積がそのまま使われていた事例も知られている。したがって、中国でも北の辺境地域では、「頃」の面積を変えずに歩の長さを1.60mに維持したまま、六尺一步の制度に見かけを合わせて、尺の長さを26.7cmにしてしまった。それが古韓尺の源流と考えているのである(新井2004b)。

(5) 古韓尺の単位系

古韓尺は、古代の朝鮮半島や日本で共用された尺度であり、その上位単位として「歩」や「量田歩」、「里」を持つ総合的なシステムであり、「長さ単位」としてだけではなく、面積単位としての「束や把」(日本では束代把代)を規定する基本単位として用いられていた。

ちなみに「束代」は大化前代の土地面積単位であり、奈良時代以降も段が50束代に対応する換算関係を持ち、町段歩制の下位単位として、中世に至るまでその名残を残していた。「束」は、量田歩(古韓尺の3歩)を一辺とする正方形の面積であり、朝鮮半島と日本で同一の名称と等しい面積を持っていたが中国には見られない単位であった(新井2003a、2009)。

このような関係が判明したことで、古韓尺は単に帰納的に見出された尺度から、東アジアの計量史に位置し得る地位を獲得したのである。

5. 古韓尺遺存の地域差と項目差

既に表2で見たように、『出雲風土記』の里程には、里単位から100歩単位、一町(60歩)単位、10歩単位、1歩単位まで、精粗に大きな差がある。その主な原因に、旧尺度系の古韓尺里程から換算されて表示された場合があることは既に示した。このように、1歩単位や10歩単位の里程が古韓尺系里程からの換算とするならば、明らかに地域差がある。

表2によれば、郡別で言うと、概して神門郡、嶋根郡、出雲郡、楯縫郡の宍道湖周辺に10歩単位以下が多く、仁多郡、飯石郡に里単位が多い傾向がある。この関係をもう少し詳細に把握するため、郡別・記載記事別に古韓尺系里程の出現比率を整理してみた。表5に示す。ここで古韓尺里程とみなすのは、表2に掲げた例のほかにも混合使用も考慮して1歩単位まで表示されている場合も含む。記事項目としては、郡家から各郷への里程、郡家から新造院等への里程、山・川の源流地への里程、および池・嶋の周長と郡堺への里程関係として、1里未満の里程は除いた。

まずその結果を項目別に見ると、新造院関係には1件も見られないことが特徴的である。新造院は天平五年(733年)の時点で「新しく造った寺の意で、いまだ寺号の定められていないもの」(注6)を意味しており、原初的な古韓尺による記録がないのは当然である。

興味深いのは、これら新造院が存在する郷との位置関係である。里程を詳細に比較してみると、いずれの場合も各郷までの里程をもとに、新造院までの距離を天平尺系の里歩で加減算しているように見受けられるのである。たとえば神門郡の朝山郷と大原郡の屋裏郷の例は、それぞれ里以下の56歩や116歩を10歩単位に切り上げた上で、3里あるいは1里を加減算している様子をよく現わしていて、基本的には天平尺系の里程として問題ない。

神門郡から朝山郷 5里 56歩

朝山の新造院 2里 60歩

大原郡から屋裏郷 10里 116歩

屋裏の新造院 11里 120歩

次に、軍団や烽、戍の関係も端数を含んでいない。烽の記載については、時野谷滋氏が勘造後の増補説を提示しているように内容的には新しい要素を含んでいるので(時野谷1974)、古韓尺系の影響を受けていなくても当然であろう。

また、山あるいは川の源出地までの里程を見ると、その多くが里単位であり、古韓尺系は例外的に神門郡に集中しているのみである。しかもこの神門郡の六つの山は、既に述べたように近接していて、郡家から蔭山までの里程(古韓尺の6里)を基にして、天平尺によって10歩単位で加減算した数値なので、本来は天平尺と見ても良い。すなわち、山や川の源出地までの里程は全て天平尺系によるものと見なせる。

このような傾向は、池や嶋の周の報告も同様であるが、神門郡神門水海の周(35里 74歩)が古韓尺の40里、出雲郡西門江の周(3里 158歩)が古韓尺の4里であることから、一部に古韓尺系の計測値を含んでいる。

次に、地域別に注目すると、古韓尺系の比率の高いのは出雲郡と神門郡である。郡家から郷までの里程に絞れば、嶋根郡、秋鹿郡、意宇郡と続き、宍道湖周辺の郡に集中している。

もし次項の再撰説と関連させるなら、「古風土記」の対象地域は出雲国の中心部に限られていたのではなかろうか。

6. 再撰説と増補説に関連して

出雲風土記の研究史上では、偽撰説・再撰説・増補説などが昭和20年代を賑わせた。この内既に偽撰説については否定されているが、再撰説と増補説については未だ決着が得られていないようである。

風土記の撰上の詔命は和銅六年(713年)に出されている。他の風土記はあまり期間を置かず撰上されているのに、『出雲風土記』の場合は天平五年(733年)まで20年の年月を要している。

そのため田中卓氏が従前の論考を参考にしながら養老年間の「古風土記」の存在を認め、「再撰説」を纏めたのは昭和29年である(田中1954)。これに対しては、坂本太郎氏の反論(坂本1968)もあり、未だ資料の限界もあって結論が得られていない。

それに対して、今回の古韓尺系里程の存在発見は、何らかの影響を与えるであろう。すなわち今回明らかになった古韓尺系里程の適用部分が「古風土記」に対応しているのではないかと考える立場である。ただしその考え方が成り立つためには、古韓尺系里程が養老年間まで常用されており、和銅の詔命により提出を求められた初撰(田中氏は解文形式と考えておられる)に対しても、使用し得る状況があったことを証明する必要があるであろう。

古韓尺がいつ頃まで用いられていたかについては、もちろん判然としないが、すくなくとも和銅四年(711年)に完成したと言われている法隆寺の五重塔が古韓尺によって建設されたことは確実である(注7)。したがって時期的には古韓尺系里程が残っていたとしても何の不思議もないが、公文書である解文に旧単位系を用いたと考えることには、多少無理があるように感じる。むしろ出雲地方には風土記撰上の前に、何らかの地誌的な記録が伝わっており、これを参照して初撰風土記を作成したとしては如何であろうか。もちろん論理的には、この旧記録を現風土記が直接参照した可能性もあるが、それでは和銅の詔命の存在が霞んでしまう。

その意味で注目する必要のあるのが、前述の新造院の問題である。関和彦氏によれば、新造院の設立者には『出雲風土記』の各郡の署名者が4名も含まれているなど、現役世代あるいはせいぜい1~2世代前が多く、その設立時期は勘造の時期から溯っても10年から20年前のこととしている(関1992)。すなわち田中氏の想定している養老年年の「原撰出雲風土記」撰上時には新造院は存在していなかったことになるが、それゆえに古韓尺の里程が現れていないとすれば再撰説に矛盾しない。

なお田中氏が再撰説を提出するにあたって、直接

参照した嶋根郡の◆嶋および秋鹿郡恵曇口の周長はそれぞれ18里100歩と6里であり、古韓尺系の里程には合わない。これは前述したように、嶋などの周長の記載には古韓尺系里程が現れていないと言う一般的な傾向によるものであろうが、◆嶋は現在の大根島であり、かなり大きな島で、神門水海のように原初的な記録が存在していた可能性を考えたいところである。その意味ではその周長が18里100歩であるのは気にかかる点である。あるいは18里150歩の省略形であった可能性はないだろうか。もしそうであったなら、古韓尺の里程でちょうど21里になる。

このように、古韓尺の存在を利用して出雲風土記再撰説についての関連を求めたが、結局のところ問題提起に留まってしまった。

次に勘造後の増補説についても触れておこう。これは時野谷滋氏が提起された説であるが、正倉・烽・戌の三項目については天平五年の勘造後に増補された形跡があるとするものである(時野谷1974)。その内のひとつの根拠とされているのが、郡家の所在地外の郷におかれた正倉の問題である。それらは合計で14ヶ所記載されているが、それは延暦十四年(794年)の太政官符により、それまで郡ごとに一個所置かれていた正倉を郷にも置くと定めたことに対応しており、延暦十四年以降の増補だと言うのである。この点についても、田中卓氏や坂本太郎氏の批判があり、今日でも学説としての決着が得られていない。

さて、この問題についても古韓尺系の里程との関係を探って見たい。

前述のように郡家から各郷への里程には古韓尺が集中的に出現しているが、増補説に関連する正倉のある郷の里程表示がどうなっているのだろうか。

郡家外の郷に正倉があるのは14ヶ所であるが、いずれの場合も新造院の場合とは異なり、正倉までの里程を各郷までの里程で代用している。一般的に、正倉の所在地をもって各郷の位置としていたと考

えれば了解し得るが、それならば理屈の上では増補説は成り立ち難い。すなわち現風土記は、正倉が存在しようとしまいと郡家から各郷への里程を示しているから、後になって正倉が置かれた郷があったとしても、当初からその里程が記載されていたに違いない。したがって、もし後に置かれた正倉が郷の中心地以外の場所に置かれたのなら、里程の表記を新造院の場合のように変えなければ統一がとれないのである。

『令義解』倉庫令によれば倉庫を設置する条件として「高燥の地を選び、近くには防水用の池、溝を設け、五十丈以内には他の建物を置くことを禁止する」という条項があり、正倉を設置する場合、場所の選定はそれほど容易では無かったはずである。多くの正倉の中には適地を求めて郷の中心地から離れた場所に置かねばならない状況も発生したのであろう。このような点が増補説に対して疑問を感じる第一点である。

しかし、増補説に疑問を感じているのは、意宇郡山代郷の正倉の発掘結果に注目しているからである。島根県教育委員会の発掘結果の報告『史跡出雲国山代郷正倉跡』（島根 1981）によれば、倉庫は南北方向の中軸線を挟んで東側に約 30 メートル離れて、3 棟の 3 間×4 間の総柱倉庫（SB01・SB12・SB05）が並び、西側にも対称の位置にも一棟同規模らしい建物が発掘されている。しかしこれらの倉庫群は 8 世紀代のもの（現在までの調査結果では 7 世紀代と見られる遺跡の出土は含まれていない）とされており、延暦十四年以降の建設と考えるには難があるのである。しかもここに非常に興味ある事実がある。それは東側の二棟の桁行・梁行が次のように報告されていることである。

SB05	桁行 4 間の柱間	各 187cm
	梁行 3 間の柱間	各 187cm
SB12	桁行 4 間の柱間	各 187cm
	梁行 3 間の柱間	各 223cm

187cm は天平尺では 6.3 尺弱であり、完数にならない。それに対して古韓尺ではちょうど 7 尺にあた

り、古韓尺によって造られた可能性が高いのである。

もしそれを認めるならこれらの正倉は 8 世紀初頭に造られた可能性が高く、これが増補説に疑問を感じさせる第二点である。

以上、尺度論からスタートして多少踏み込みすぎる議論を展開したが、いずれにしても新しい史料をなかなか望み得ない状況下でのことであり、わずかな手がかりでも大切にしておく必要があることから、あえて問題提起を行った。

7. まとめ

本稿の結論は次の二点である。

まず第一点は、『出雲風土記』の意宇郡宍道郷の項に記されている三石（猪像石 A、猪像石 B、追猪犬像石）を石ノ宮神社のア石、イ石、エ石に比定し、そこに示された尺数を現在の長さと比較すると、次に示すように、ほとんど全ての項目で尺長は 26.7cm となり、古韓尺と完全に一致していることである。

	風土記	実測値	尺の長さ
猪像石 A	周	57 尺	1515cm
	高	10 尺	267cm
	長	27 尺	715cm
猪像石 B	周	51 尺	1367cm
	高	8 尺	213cm
	長	25 尺	675cm
犬像石	周	19 尺	509cm
	高	4 尺	106cm
	長	10 尺	250cm

第二点は、『出雲風土記』に示された里程の中に、歩や 10 歩単位まで異常に詳しく示されている場合がかなりあるが、それらの多くは古韓尺の里単位から換算比率 0.8811 によってほとんど誤差なく計算復元できることである。このようなことは、確率計算によれば、偶然では全く起こりえない水準である。

もちろん 0.8811 の換算比率によって復元できない場合もあるが、それらの中には天平尺との混用による合計と思われるものが多くある。

以上の結果は、出雲国において、ある時点まで古韓尺が使用されていたことを明示している。もともと出雲国は新羅との関連が強い地域とされているが、尺度問題から見ても、共通性を有していたことが、明らかになったと考える。

このような結果は、計量史の研究に資するばかりでなく、『出雲風土記』の研究、強いては古代出雲地域の理解に対しても貢献し得ると考えて、本紀要への投稿を選んだ。『出雲風土記』の再撰説や増補説との関連での議論も期待したい。

なお、『出雲風土記』について専門に研究したことのない筆者が、このような論考を書いたことで、先学に対して失礼に当るようなことがあったらと気にしている。

しかし井上光貞氏も言っている。「古代史の研究は、一つの構想を立て、それをうちこわし、うちこわして行きながら、いくらかでも真実に近づいて行くべきもの」(井上 1954)であり、水野裕氏も「新史料の発見も期待薄であるわが古代史の分野においては、ある程度の可能性を持つひとつの推測が成り立つならば、それに基づいて、既存の史料の新解釈を試みることは許されるべきであり、またその結果を進んで公表する勇気を持つことが、古代史研究発展のためには是非とも必要な努力である」(水野 1975)と……。

注

(1) 松倉公憲 1994：風化過程におけるロックコントロールー従来の研究の動向と今後の課題ー『地形』15-3、203-222 頁によれば、ヨークシャーの石灰岩墓石で 0.05～0.1mm/年、セントポール寺院の石灰岩欄干で 0.078mm/年、香川県五色台の花崗岩石塔で 2～5mm/700 年、砂岩については、南イングランドで 0.033-0.11mm/年、スピッツベルゲンで 0.03mm/年の事例がある。環境の厳しいギザのピラミッド(石灰石)で 0.2mm/年、フランスアルプスの石灰岩・花崗岩の凍結破砕による岩盤剥離が 0.3mm/年などの例もあるが、砂岩で灯籠にも用い

られる来待石の場合、0.05mm/年程度だったのではなかろうか。そうすると 6cm ほどの風化になり、測定値に大きな影響をもたらすほどの変化はなかったことになる。

(2) 中尾芳治 1972「前期難波宮をめぐる諸問題」『考古学雑誌』58-1 による。これに対して造営時期を天武朝とする次の反論がある。山中敏史 1986「律令国家の成立」『岩波講座日本考古学六、変化と画期』と木原克司 1987「我が国における条坊制都市の成立をめぐる」『人文地理』39-5 がある。

(3) 古韓尺の里単位からの換算結果が『出雲風土記』に掲載されている里程に±2 歩の範囲で偶然に一致する確率は $5 \div 264 = 0.02$ である。計算の便宜のため、これを 10 件単位にまとめると偶然一致の確率は 20% である。この条件で 26 回の試行を行った場合、一致する回数が n 回になる確率は $p^n \times (1-p)^{(26-n)} \times {}_{26}C_n$ である。ここに $p = 0.2$ 、 ${}_{26}C_n$ は $26 \times 25 \times \dots \times (26-n) \div \{n \times (n-1) \times \dots \times 1\}$ である。

(4) 全て掲示するのは煩雑なので、主要な論文はその都度、文中に記す。

(5) 初期の論文に基づき執筆したのが『まぼろしの古代尺』吉川弘文館(1992)であり、その後の研究成果を主としてまとめたのが『理系の視点から見た考古学の論争点』大和書房(2007)の第 3 章である。

(6) 秋本吉郎校注 1958『日本古典文学大系・風土記』岩波書店の頭注や加藤義成『出雲風土記参究』の注に

(7) 法隆寺の五重塔の建設時期については、「再建・非再建論争」で有名であるが、現在では持統七年(693 年)頃から建設が始められ、和銅四年(711 年)に初重内部の塑像が造立された時に完成したと言われている。

文献

秋本吉郎 1957 「出雲風土記の里程記載と伝本系譜」『大阪経大論集』21、292～317 頁

新井宏 1992a 「古代尺度復元法の研究ー(第 3 報)」『計量史研究』15、1～10 頁

新井宏 1992b 「朝鮮の尺度変遷について」『朝鮮史研究会論文集』30, 149～174 頁

新井 2002 「《三国史記・遺事》記事による新羅王京復元と古韓尺」『百濟研究』36(韓国語)、117～137 頁

新井宏 2003a 「結負制の復元と代制の起源」『韓国古代史研究』30(韓国語)、143～172 頁

新井宏 2003b 「出雲風土記の里程に現れた古韓尺」『百濟研究』37(韓国語)、103～125 頁

新井宏 2004a 「古墳築造企画と代制・結負制の基準尺度」『考古学雑誌』88-3, 16～41 頁

新井宏 2004b 「古代日韓の土地制度における基本尺度」『計量史研究』26-2, 141～151 頁

新井宏 2005 「日韓古代遺跡における高麗尺検出事例に対する批判的検討」『朝鮮学報』195, 1～38 頁

新井宏 2009 「古代結負制の復元と代制の起源」『計量史研究』31-2, 139～152 頁

新井宏 2010 「古韓尺で作られた纏向大型建物群」『邪馬台国』104, 75～96 頁

丘光明 1992 『中国歴代度量衡考』科学出版社(北京)、70～89 頁

井上光貞 1954 『大化改新』要選書

坂本太郎 1968 「出雲風土記についての二、三の問題」『出雲神道の研究』、後に同『古典と歴史』1972 に所収

関和彦 1992 「古代出雲の寺院と朝鮮」『歴史手帳』20-1

田中卓 1954 「原撰出雲風土記の成立年代」『神道学』復刊 1、後に同氏『田中卓著作集八』1988 に所収

東京国立博物館 1993 『国宝銀象嵌銘太刀江田船山古墳出土保存修理報告書』67～69 頁

島根県教育委員会 1981 『史跡出雲国山代郷正倉跡』124～130 頁

時野谷滋 1974 「出雲国風土記の勘造後における増補」『出雲国風土記の研究』。後に『飛鳥奈良時代の基礎的研究』1990 に所収、645～665 頁

服部亘 1994 「『出雲風土記』の数量表現の信憑性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察」『古代文化研究』2, 1～115 頁

水野祐 1975 『古代の出雲と大和』大和書房、233 頁

(平成 22 年 3 月 15 日脱稿)

表1 石ノ宮神社の“猪像石”と“犬像石”の各部計測値(服部亘氏による)

計測部位	石ノ宮神社ア石 (猪像石Aに比定 cm)	石ノ宮神社イ石 (猪像石Bに比定 cm)	石ノ宮神社エ石 (追猪犬像石に比定 cm)
周囲	垂直高さ1/2	1514*	509*
	視覚的な中心	1515*	490
			469
	(風土記57尺) 尺=26.6cm	(風土記51尺) 尺=26.8cm	(風土記19尺) 尺=26.8cm
高さ	西南西D点	284	106*
	北北東A点	193	
	” B点	201	
	” C点	221	
	” D点	264*	
	” E点	246	
	南南西A点	220	
	” B点	226	
	” C点	257	
	” D点	270*	
	” E点	253	
		(風土記10尺) 尺=26.7cm	(風土記8尺) 1尺=26.6cm
長さ	長軸最大巾	575	180
半周	北北東視覚中心	800	234
	南南西視覚中心	715*	250*
	北北東垂直高さ1/2	829	220
	北西垂直高さ1/2	676	
	南南西垂直高さ1/2	685	
		(風土記27尺) 尺=26.5cm	(風土記25尺) 尺=27.0cm

計測値は全て服部亘「『出雲風土記』の数量表現の信憑性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察」『古代文化研究』2(1994)による。表中で、尺=26.5cmなどと示しているのは、*印の計測値による計算復元尺長

表2 里程表示の単位分布

表示単位	里	100歩/町	10歩	1歩	合計
序				2	2
意宇郡関係	16	12	10	2	40
嶋根郡関係	3	8	15	6	32
秋鹿郡関係	9	4	8		21
楯縫郡関係	1	2	6	1	10
出雲郡関係		9	3	7	19
神門郡関係	15	2	1	12	30
飯石郡関係	19	6	1		26
仁多郡関係	23		1	1	25
大原郡関係	2	5	3	4	14
道度関係	11	6	8	12	37
軍団・戌・烽	3	3	3		9

表3 古韓尺の里程から換算された事例

出雲風土記記載内容	古韓尺里程(17.7匁元)			計算天平尺里程			差歩	復元評価	
	里	歩	総歩数	里	歩	総歩数		率	判定
国庁(黒田駅)から千酌駅*	34	110	10,310	39		11,700	1	0.881	○
国庁(黒田駅)から野城駅	20	080	6,080	23		6,900	0	0.881	○
宍道駅から佐雑村	4	034	1,234	4	200	1,400	0	0.881	○
嶋根郡家から千酌駅	17	180	5,280	20		6,000	-7	0.880	?
嶋根郡家から佐太橋	15	080	4,580	17	100	5,200	-2	0.881	○
出雲郡家から佐雑村	13	064	3,964	15		4,500	-1	0.881	○
神門郡家から與曾紀村	25	174	7,674	29		8,700	8	0.882	?
飯石郡家から與曾紀村	28	060	8,460	32		9,600	1	0.881	○
飯石郡家から備後国堺	39	200	11,900	45		13,500	5	0.881	○
仁多郡家から備後国堺	37	000	11,100	42		12,600	-2	0.881	○
意宇郡家から東北楯縫郷	32	180	9,780	37		11,100	0	0.881	○
意宇郡家から東南母理郷	39	190	11,890	45		13,500	-5	0.881	○
意宇郡家から東北安来郷	27	180	8,280	31	100	9,400	-2	0.881	○
意宇郡家から正西完道郷	37	000	11,100	42		12,600	-2	0.881	○
秋鹿郡家から東北惠曇郷	9	030	2,730	10	100	3,100	-1	0.881	○
秋鹿郡家から正西伊農郷	14	200	4,400	16	200	5,000	-6	0.880	?
嶋根郡家から正東方結郷	20	080	6,080	23		6,900	0	0.881	○
嶋根郡家から正南朝酌郷	10	084	3,084	11	200	3,500	0	0.881	○
嶋根郡家から正南山口郷	4	298	1,498	5	200	1,700	0	0.881	○
出雲郡家から西北杵築郷	28	060	8,460	32		9,600	1	0.881	○
出雲郡家から正北伊努郷	8	072	2,472	9	100	2,800	5	0.883	?
出雲郡家から正南河内郷	1	097	397	2	150	450	1	0.882	○
神門郡神門水海の周	35	074	10,574	40		12,000	1	0.881	○
神門郡水海在山の周	12	234	3,834	15	150	4,350	1	0.881	○
神門郡来食池の周	1	140	440	1	200	500	0	0.880	○
嶋根郡附島の周	2	018	618	2	100	700	1	0.883	○
嶋根郡加賀神埼の周	1	202	502	1	270	570	0	0.881	○
出雲郡西門江の周	3	158	1,058	4		1,200	1	0.882	○
出雲郡家から正北出雲御埼山	28	060	8,460	32		9,600	1	0.881	○
意宇郡家から正南暑垣山	20	080	6,080	23		6,900	0	0.881	○
神門郡家から東南蔭山	5	086	1,586	6		1,800	0	0.881	○
仁多郡家から正南阿伊川源出	37	000	11,100	42		12,600	-2	0.881	○

* 出雲風土記鈔本の巻末駅程記事による。

表4 新羅皇龍寺建物址の桁行・梁行と古韓尺

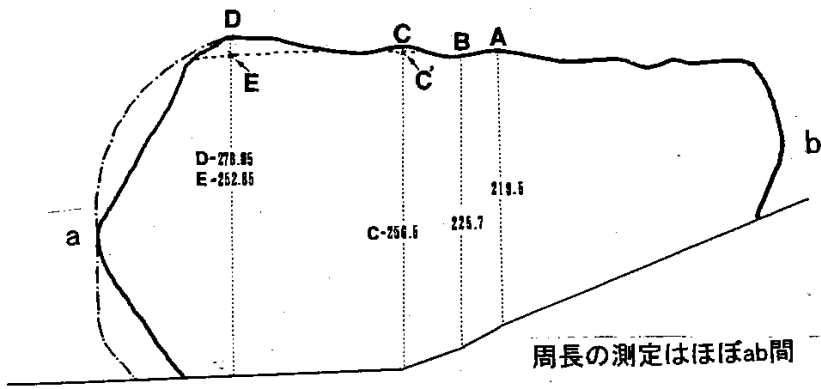
建築部位	測定値 (cm)	古韓尺 (cm)	
		尺数	尺長
塔の柱間	316.7 ± 0.4	12.0	26.4
金堂身舎	500.3 ± 0.6	19.0	26.3
金堂庇出	342.5 ± 0.9	13.0	26.4
講堂桁行	546.2 ± 0.7	20.5	26.6
講堂梁行	397.0 ± 1.8	15.0	26.5
東廻廊桁行	413.0 ± 0.6	15.5	26.6

数値は『皇龍寺遺蹟発掘調査報告書 I』より

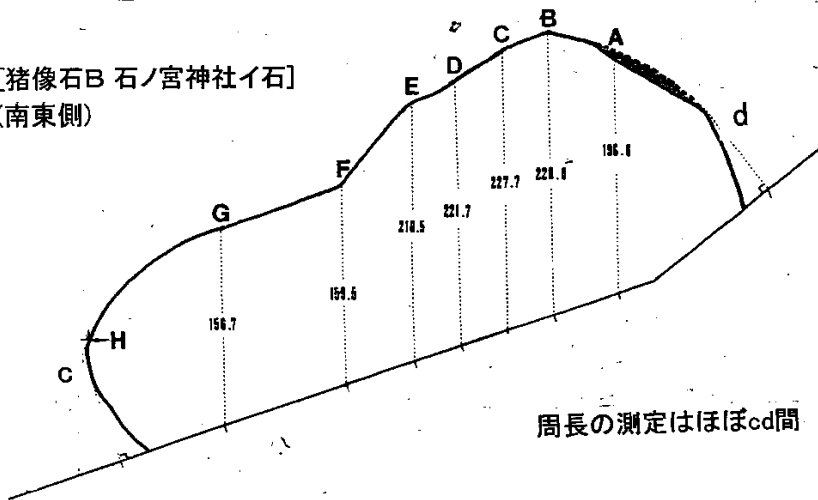
表5 古韓尺系里程の出現比率(通度関係は除く)

	各郷へ	通度関係	新造院	山川	池嶋周	合計
意宇郡関係	4/11	1/7	0/4	1/14	1/4	7/40 (18%)
嶋根郡関係	7/8	2/4		0/14	2/18	11/44 (25%)
秋鹿郡関係	2/4	0/1		1/13	0/4	3/21 (15%)
楯縫郡関係	0/3	1/2	0/1	0/4	0/5	1/15 (7%)
出雲郡関係	5/8	2/4	0/1	2/4	1/3	11/20 (55%)
神門郡関係	2/6	2/8	0/2	6/10	2/6	12/32 (38%)
飯石郡関係	0/4	2/5		0/19		2/28 (7%)
仁多郡関係	0/3	2/5		0/17		2/25 (8%)
大原郡関係	2/8	2/3	0/2	0/7		4/20 (20%)
軍・烽・戌						0/9 (0%)
合計	22/55 (40%)	14/39 (36%)	0/10 0	10/102 (10%)	6/40 (15%)	52/255 (20%)

[猪像石A 石ノ宮神社ア石]
(南南西側)



[猪像石B 石ノ宮神社イ石]
(南東側)



[追猪犬像石 石ノ宮神社エ石]
(西北西側)

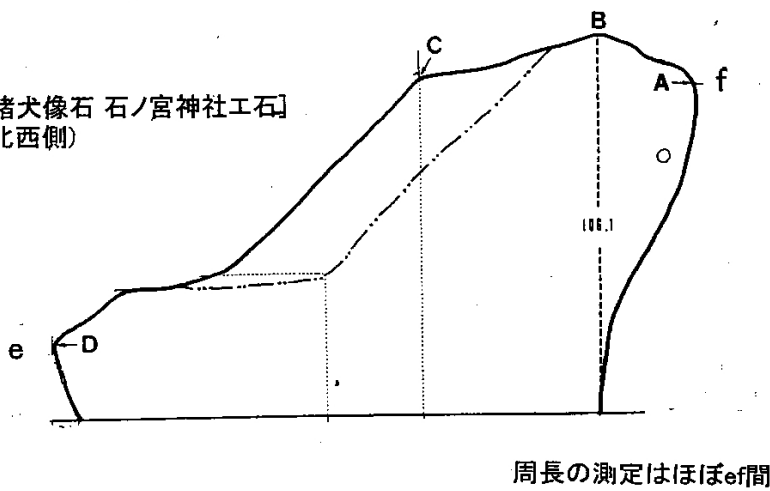


図1 宍道郷の猪像石・追猪犬像石に比定された石ノ宮神社の三石図(服部 1994 の一部)

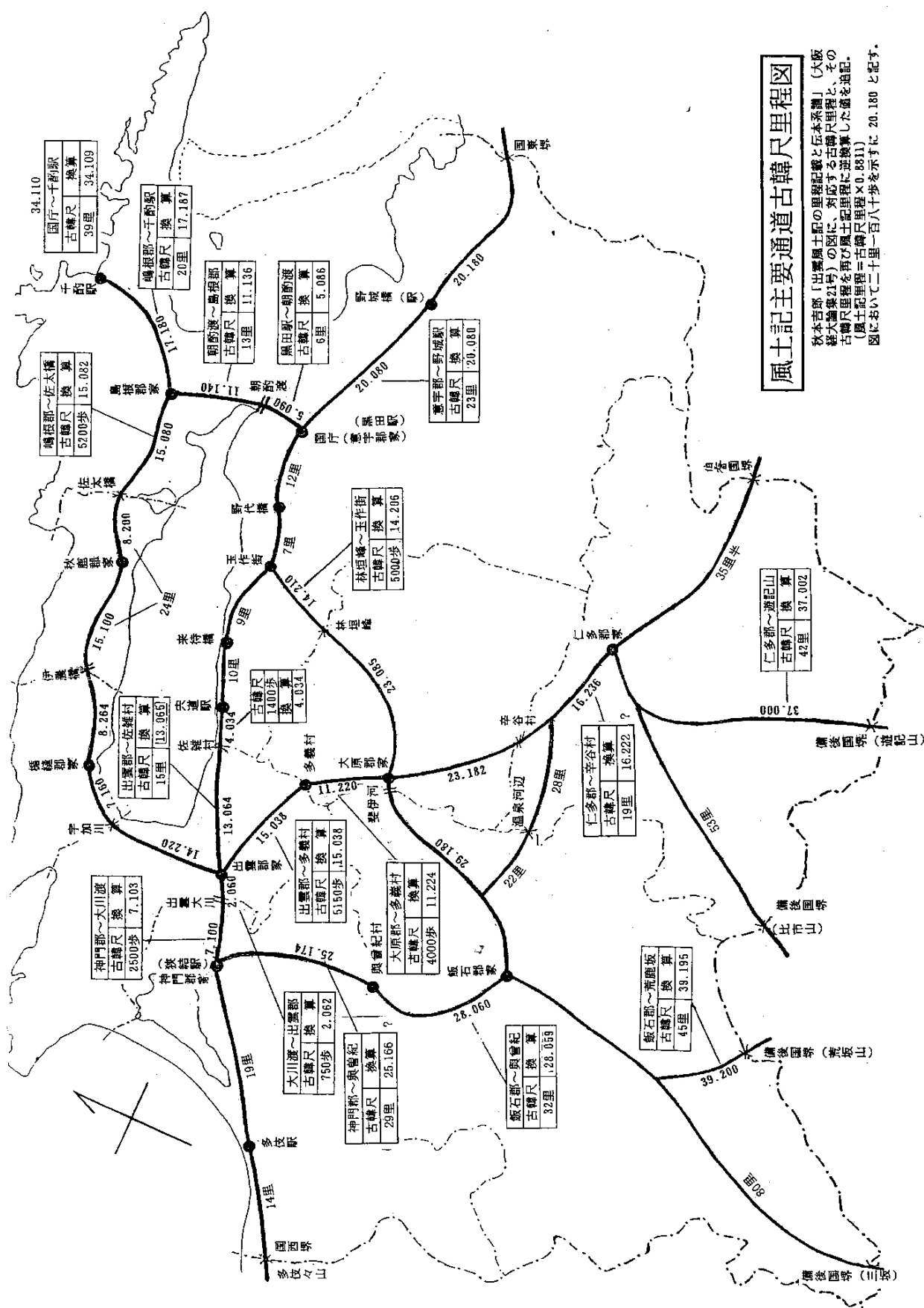


図2 風土記主要通道の里程図と古韓尺による里程復元案(秋本1957の原図を一部借用)